

納税ニュース

平成17年7月15日 第7号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地1
TEL 82-2911 FAX 84-1212
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

平成17年度の国民健康保険税額が確定します！

1 現在の税額について

現在の額は、前年分の所得調査が確定していないため仮計算（暫定賦課）となっています。原則として、平成16年度国民健康保険税額の7分の2を1期（4月）と2期（6月）に分けて課税しました。

2 本算定（8月）について

平成17年度の国民健康保険税額が確定します。年税額から暫定賦課の1期・2期分を差し引き、残りの税額を5期に分けて納めていただくことになります。通知書は8月中旬ごろに発送します。

【国民健康保険税の納付についての注意】

世帯主が納付義務者です。

家族に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主が国民健康保険の加入者で「ある」「なし」にかかわ

らず、法律によって世帯主に国民健康保険税の納付義務が発生します。ただし、国民健康保険税の算定は加入者分のみとなります。

【国民健康保険税の算定方法】

次の計算方法の組み合わせです。

所得割額 加入者の前年の所得に応じて計算します。

資産割額 加入者が持っている土地、家屋などの資産に応じて計算します。

均等割額 加入者1人につき22,000円です。

平等割額 1世帯あたり28,000円です。

40歳以上65歳未満の人は、国民健康保険税とあわせて介護保険料も算定することになります。

所得に応じて国保税の軽減制度があります。申告されていない人は税の申告をしてください。

国民健康保険で人間ドックの助成があります！

対象者 次の3項目すべてに該当する人

市税などを完納していること

国民健康保険に加入している人で、平成17年3月31日以前に資格を取得した人

平成17年4月1日現在で満40歳以上の人（ただし申込みは1世帯1人まで）

助成金 人間ドック受診料金の半額

健診が受けられる医療機関 次の医療機関です。

- ・鹿島病院 82-1271
- ・小山記念病院 85-1111
- ・松倉中央クリニック 90-9222

健診料金および利用者負担金

- ・種類 総合健診
- ・健診料金 36,000円
- ・国保補助金 18,000円
- ・受診者負担金 18,000円

前年度に医療機関で受診のなかった世帯の被保険者には、上記補助金の額に5,000円を加算して補助します。

実施期間 9月～平成18年3月

健診コース 日帰り健診

検診項目 身体測定、尿および便、循環器、貧血、呼吸器、消化器、肝機能、聴力、腎・すい機能、脂質、糖尿病、感染症、肺機能、超音波の各検査

申請期間 8月1日(月)～10月17日(月)土日・祝日は除きます。

申請方法 所定の用紙に必要事項を記入し、下記または大野出張所窓口に申込み（申込み時には、印鑑と保険証を持参）。

その他 受診の対象者には、検診日などを指定した「受診・補助決定通知書」を郵送します。これに住所、氏名を記入押印のうえ、受診者負担金を添えて、受診当日に医療機関へ提出してください。なお、指定された日に受診できない場合は、医療機関に問合せのうえ、検診日の変更をしてください。

問合せ 国保年金課国保係 内線331、332

7月は固定資産税第2期の納期です 納期限: 8月1日(月)

市税などの納付

税金は、納税者自身が市役所や銀行などで期限内に納税する「自主納付」が本来の姿です。鹿嶋市は「自主納付」の拡大・推進に努めています。

滞納とは?

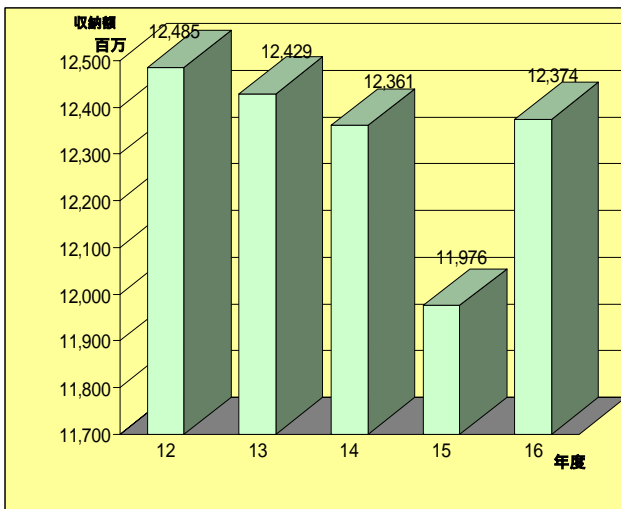
定められた納期限までに税金を納めないことを「滞納」といいます。税負担の公平を保つため

にも滞納を放っておくことはできません。また、滞納している人にとっても督促手数料と延滞金がかさんでいくことになり、納税が遅くなるほど負担が大きくなっていきます。そのため、滞納している人には、督促状や催告書を送付し、早期の納付を促しています。

それでも納めていただけない場合は差押えなどの滞納処分をします。

速報

市税などの収納額の推移



市税(固定資産税、市・県民税、軽自動車税など)と国民健康保険税の平成16年度の収納状況をお知らせします

税の公平な負担や、財政の確保などを目的に納税対策室が発足してから1年が過ぎました。

平成7年度をピークに毎年減少していた市税収入が9年ぶりに増加するなど、平成15年度に比較して4億円増加し、収納率も0.5ポイント改善されました。

これは市民の皆さんの税に対するご理解とご協力の結果です。しかし、納税の義務を果たしていない人もいて、課題も残っています。

市は、これらを踏まえて、平成17年度はさらに法的対応を含めた収納強化を図っていきます。

ご存知ですか? 市税などの納税相談

市税などの納税相談について

納期限内の納付が困難な場合の納付方法などの相談です。

とき 月曜日から金曜日の8:30~17:15(祝日を除く)

ところ 市役所1階 納税対策課

休日納税窓口を開設しています

平日は仕事などで、納めることが困難な人への納税窓口です。

とき 毎月第4日曜日の9:00~15:00(次は7月24日、8月28日)

ところ 市役所1階 納税対策課

同時に納期限内の納付が困難な場合の相談も受け付けています。



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各まちづくりセンター(公民館)または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成17年9月中旬の予定です。